

制定日 昭和45年(1970)9月26日

改定日 平成28年(2016)4月23日

辻堂東海岸三丁目町内会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 辻堂東海岸三丁目町内会(以下、「本会」と略する。)と名称を定める。

(目的)

第2条 本会の目的は、住宅地域の公共性を認識しつつ 明るく住みよい環境を目指すと共に、相互の親睦を計ることとする。

(会員)

第3条 本会の会員は、藤沢市辻堂東海岸三丁目(以下、「本地区」と略する。)に居所を有して、第2条に掲げる目的に賛同する世帯により構成する。

(会則等)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に資する活動を支えるために辻堂東海岸三丁目町内会会則(以下、「会則」と略する。)を定め、会則に従属する定めを次に掲げる各号に置く。

- 一 辻堂東海岸三丁目町内会 会細則(以下、「会細則」と略する。)、辻堂東海岸三丁目町内会 内規規定書(以下、「内規規定書」と略する。)及び辻堂東海岸三丁目町内会自主防災会規定書(以下、「自主防災会規定書」と略する。)を本会は置く。以下、会則、会細則、内規規定書及び自主防災会規定書を、「会則等」と略する。

(地区単位)

第5条 本会は、本地区を複数の組に分け、更にその組を複数の班に分けて、本会の活動の利便に資する。

(自主防災会)

第6条 本会の辻堂東海岸三丁目町内会自主防災会(以下、「自主防災会」と略する。)は、本地区に係る防災等活動を行なう。

第2章 役員等

(役員等及び役員会)

第7条 本会は、役員及び委嘱役員(「役員等」と略する。)を置き、役員は次に掲げる

各項に定め、また委嘱役員は役員と共に本会の目的のために活動する。

第1項

- | | | |
|----|-----|------------------------|
| 一 | 会長 | 1名 |
| 二 | 副会長 | 2名以内 |
| 三 | 会計 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |
| 四 | 監事 | 1名 |
| 五 | 相談役 | 必要に応じて2名以内を置く。 |
| 六 | 理事 | 若干名を置く。 |
| 七 | 防災 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |
| 八 | 防犯 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |
| 九 | 広報 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |
| 十 | 環境 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |
| 十一 | 交通 | 1名、必要に応じてそれを支える若干名を置く。 |

第2項 (役員を選任)

本会の役員は、役員等の互選による者もしくは会長が指名する者であり、会長が必要と認めるときは役員等の重任を妨げない。

第3項 (役員会)

本会は、本条柱書に掲げる役員等により役員会を構成する。

第4項 (役員の任期)

本会は、役員の任期を2年とし、その就任年度の4月を任期の起算月とし、その翌年度の3月を任期の満了月とする。但し、その者の再任を妨げない。

第5項 (欠員した役員の後任)

役員に欠員を生じるとき、会長はその任にあたる後任者を役員等より重任として指名し、その任期は前任者の残任期間とする。その後任者は、会員総会で承認された役員会の役員とみなす。但し、その指名された者の再任を妨げない。

第6項 (役員の互選)

本条第2項に定める役員の内選とは、役員等より立候補する者同士の互選であり、会長もしくはその指名する者が互選を管理し、会長は役員等の過半数を制する者を本条第1項に定める役員とする。

第7項 (役員と呼称)

本会は、本条第1項に定める役員と呼称を会細則に定め、その変更を行なうときは役員会が決定する。

第8項 (副、サブもしくは補佐)

本会は、本条第1項の若干名の者を、副、サブもしくは補佐と称し、会長がいずれかに決定する。なお、本条第1項に定める2名以内の者は特段の定めがない限り同列の者とし、本条第1項の若干名の者は特段の定めがない限り同列の者とする。

第8条 本会は、第7条柱書の委嘱役員を置き、次に掲げる各項で定める。

第1項 本会は、委嘱役員を、次に掲げる各号に定める。

- 一 本地区を構成する組に、組の長1名を置き、委嘱役員とする。
- 二 会長が推薦して委嘱される民生委員法または児童福祉法に基づく民生委員または児童委員（以下、民生委員・児童委員と略する。）。4名以内
- 三 役員会が議決した委嘱役員

第2項 (委嘱役員の任期)

本会は、民生委員・児童委員を除く委嘱役員の任期を2年とし、就任年度の4月を任期の起算月とし、その翌年度の3月を任期の満了月とする。
但し、その者の再任を妨げない。

第3項 (欠員した委嘱役員の後任)

民生委員・児童委員を除く委嘱役員に欠員を生じるとき、会長はその任にあたる後任者を役員等より重任として指名し、その任期は前任者の残任期間とする。
その後任者は、会員総会で承認された役員会の委嘱役員とみなす。
但し、その指名された者の再任を妨げない。

第4項 (役員会が議決した委嘱役員)

本会は、本条第1項第三号に基づく委嘱役員を役員会に置く。

第5項 (委嘱役員の選任)

民生委員・児童委員を除く委嘱役員は、役員等の互選もしくは会長が指名する者とする。

第6項 (委嘱役員の互選)

本条第1項に定める委嘱役員の互選とは、役員等より立候補する者同士の互選であり、会長もしくはその指名する者が互選を管理し、会長は役員等の過半数を制する者を本条第1項に定める委嘱役員とする。

第7項 (委嘱役員の呼称)

本会は、本条第1項に定める委嘱役員の呼称を会細則に定め、呼称の変更は役員会が決定する。

第8項 (集合住宅からなる組)

本地区を構成する組が複数の棟よりなる集合住宅であるときは、本会は、役員会の議決により、その棟を組として扱い、その呼称を会細則に定める。

第9項 (組の長等の任務及び任期)

本会は、組の長等の任務及び任期を、次に掲げる各号に定める。

- 一 組の長は、組の下に置く班の長と共に協力して本会の活動を行なう。
- 二 組の長の任期を2年間、班の長の任期を1年間とし、就任年度の4月を任期の起算月とし、その翌年度の3月を任期の満了月とする。
- 三 組の長もしくは班の長は、組の中にて決定し、その者の再任を妨げない。

第10項 (民生委員・児童委員の任期)

民生委員・児童委員の任期は3年間であり、その者が民生委員・児童委員に再び委嘱されるときは、本会は、委嘱役員としての再任を妨げない。

第9条 (役員会)

本会は、その役員会を、会員総会で承認される役員等により構成する。

第10条 (役員の任務)

本会は、役員等の任務を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会長は、本会を代表して会務を行なう。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長が任務を行なうことができないときは、その任務を代行する。
- 三 会計は、会計事務を担当し、本会の財産を管理する。
- 四 監事は、会計事務を監査する。
- 五 相談役は、会長もしくは役員会を補佐する。
- 六 理事は、委嘱された任務を行なう。
- 七 防災は、自主防災会の活動または本地区に関連する防災活動を行なう。
- 八 防犯は、本会の防犯活動を行なう。
- 九 広報は、本会の行事活動を提案し、その活動結果を広報する。
- 十 環境は、本会の環境活動を行なう。
- 十一 交通は、本会の交通安全活動を行なう。

第11条 (委嘱役員の任務)

本会は、委嘱役員の任務を、次に掲げる各号に定める。

- 一 組の長は、その組を構成する班の長と共に、本会の活動を行なう。
- 二 民生委員・児童委員は、民生委員または児童委員として委嘱される任務を行う。
- 三 役員会が議決した委嘱役員の任務は、会細則に定める。

第3章 会議

第12条 (会議の種類)

本会は、会議を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会計年度ごとに1回の、会長が会員を招集する会員総会。
- 二 会長が役員等を適時招集する役員会（以下、前記の適時招集する役員会を「定例会」、「定例役員会」、「臨時定例会」もしくは「臨時定例役員会」と称することもある。）。
- 三 会員総会の議長が職権で会議の招集を決定し、会長が会員を招集する臨時会員総会。

第13条 (会議の招集)

本会の会議は、会長が招集する。

第14条 (議決)

本会は、会議の議決を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会員総会もしくは臨時会員総会の議決は、第15条第3項に掲げる各号の順番通りに行ない、会員総会に出席する会員の過半数の承認を受けて決定する。
- 二 役員会の議決は、役員会に出席する役員等の過半数の承認を受けて決定する。

第15条 (会員総会の議案)

本会は、会員総会の議案を、次に掲げる各項に定める。

第1項

会員総会の議案は、役員会で予め審議して承認した議案、及び 会員総会の議長の職権により加わる議案とする。

第2項

緊急動議があるときは、会員総会相当の議案、臨時会員総会相当の議案もしくは役員会相当の議案のいずれかであることを、会員総会の議長は職権により決定する。

第3項

- 一 旧年度の事業報告、及び決算報告ならびに監査報告
- 二 新年度の事業計画案及び予算案
- 三 新年度の役員会（名簿）
- 四 旧年度役員会が承認した議案
- 五 会員総会の議長職権により加わる議案

第16条（臨時会員総会の議案）

臨時会員総会の議案は、第15条第2項に定める緊急動議の発議により会員総会の議長職権により臨時会員総会で議決すべきものと決定されて、役員会に審議させた議案である。

第17条（会議の成立）

本会は、会議の成立を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会員総会もしくは臨時会員総会の成立は、役員等の3分の2以上の出席を受けて成立する。
- 二 役員会の成立は、役員等の過半数の出席を受けて成立する。

第18条（会則の変更）

会則の変更は、役員会が議決した変更案を会員総会の議案とし、会員総会がその議案を議決する。

第19条（会細則、内規規定書及び自主防災会規定書の変更）

本会は、会細則、内規規定書及び自主防災会規定書の変更を、役員会の議案として扱い、役員会がその変更を審議して議決する。

第20条（内規規定書）

本会は、内規規定書を次に掲げる各号に定める。

- 一 内規規定書は、会則及び会細則に従属する。
- 二 内規規定書は、役員会の中で共有するが、会長が必要と認める場合を除いて公表をしない。

第4章 会計

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日を起算日とし、翌年の3月31日を満了日とする。

第22条 (会費)

本会は、会計年度ごとに会費を会員より徴収し、その会費額等は会細則に定める。

第5章 附則

第23条 (制定日及び改定日の記載)

本会は、会則の制定日及び改定日の記載を、次に掲げる各号に定める。

- 一 本会の会則は、昭和45年(1970)9月26日に制定され発効した。
- 二 会則の改定があるときは、制定日の記載と共に、その最新の改定日を記載する。

第24条 (改定発効日)

会則等の改定による発効日は、その改定日の翌日とする。

第25条 (本会の事務所など)

本会は、その事務所を会長宅に置き、その事務手続き者(以下、事務局と略す。)に会長及び副会長を充てる。

以上